

もっとうぎゅっと少額短期保険株式会社

11月27日の暴風雪により被害を受けられた皆様へ

このたび、11月27日の暴風雪により被害を受けられました皆様に、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、下記の災害救助法適用地域で被災されたご契約者さまについて、次のとおり特別な対応をとらせていただきますので、ご希望のご契約者様は弊社カスタマーセンターまでお申し出ください。

なお、今後、災害救助法適用地域が追加された場合も同様の対応をいたします。

1. 「保険証券」「届け出印」がない方について、便宜的なお手続きをさせていただきます。
2. 「更新契約の契約手続」および「保険料の払込」につきましては、一定期間の猶予を設ける特別措置を実施いたします。


災害救助法適用地域 (2012年11月27日現在)

災害救助法 適用市町村	法適用日
【北海道】 室蘭市・登別市・伊達市 虻田郡豊浦町・有珠郡壮瞥町・白老郡白老町 虻田郡洞爺湖町	2012年11月27日

以上

<お申出・お問合せ先>

もっとうぎゅっとカスタマーセンター

 **0120-344-700**

受付時間 10:00～18:00 (土日・祝日、年末年始を除く)

*携帯電話からおかけ頂けます。